

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 44 年 9 月まで

昭和 39 年 6 月、A で家具職人になった私の帰りを実家の父が待ち望んでいたため、実家の B 市で家族が経営する家具店を手伝うようになったが、国民年金については、父が、一緒に働いていた兄弟みんなの分を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票により、申立人は昭和 38 年 10 月に B 市の住民となることが確認できる。申立人は 39 年 6 月まで A の会社に勤務していたことが確認できるが、住民票を一足早く実家のある B 市に異動していたものと推認でき、いずれにしても、申立期間について、実家の父親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことは可能な環境であったことが確認できる。

また、申立人は、「国民年金については、父が、一緒に働いていた兄弟みんなの分を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の二人の兄はいずれも国民年金保険料をすべて納付している上、次兄の妻（義姉）についても、申立期間中に加入手続を行い、保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、上記の申立人の義姉は、「当時、私は家具店で事務員をしていたが、義父（申立人の父親）が私たち夫婦の国民年金の手続と納付をしてくれた。夫（申立人の次兄）と義弟（申立人）は一緒に仕事をしていたので、義弟の国民年金についても、義父が手続と納付をしていたと思う。」と証言し

ている上、申立人の父親が、次男の妻の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っておきながら、実の息子（四男）であり、わざわざ東京から呼び寄せた申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行わなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 56 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで

私は、昭和 47 年 8 月に A 市 B 区に転入した時に国民年金の加入手続きを行い、その際に区役所の職員から、同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付するように言われたので、夫婦二人分の保険料を納付した。

また、昭和 56 年当時は、妻が集金人に国民年金保険料を納付しており、未納があるとは考えられず、両申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の発行日が昭和 47 年 8 月 29 日であることから、申立てのとおり、申立人夫婦が 47 年 8 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったことが確認できるとともに、同手帳により、同年 1 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 47 年 8 月に A 市 B 区役所の職員から、同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付するように言われたので納付した。金額は夫婦二人分で 3,600 円ぐらいだった。」と主張しているところ、47 年 4 月から同年 7 月までは現年度期間であり、区役所で保険料を納付することが可能である上、納付したと記憶する金額は、当該期間について二人分の保険料を納付した場合の合計金額におおむね一致している。

さらに、申立人夫婦の国民年金の被保険者資格取得日が昭和 47 年 1 月 1 日とされている理由は不明であるが、申立人は、「47 年 4 月以降の分は納

付したが、同年1月から同年3月までの分は納付していない。」と正直に説明しており、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

2 申立期間②について、申立人夫婦は、国民年金に加入後、申立期間②を除き、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間②当時の保険料を納付していたとする申立人の妻は、60歳到達後も、より多くの年金額を受給するために国民年金に任意加入し、42か月にわたって保険料を納付していることから、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間②の2か月だけを納付しなかったとするのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年8月まで

農協を退職後、母が役場の職員から国民年金の加入指導を受け、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと聞いており、また、結婚後の保険料は自分で市役所窓口で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年度中に払い出されていることが確認できることから、申立人は申立てのとおり、申立期間当時、国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、加入手続きを行っておきながら国民年金保険料を全く納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月5日から19年4月5日まで
② 昭和20年5月15日から同年9月1日まで

昭和18年4月5日にA社B製作所C工場に入社し、D市のE工場を経てF工場に勤務していたとき20年8月15日の終戦を迎え、同月末ごろ解雇された。

ところが、社会保険庁の厚生年金被保険者記録では、昭和19年4月5日に資格取得し20年5月15日に喪失したと記録されているので、申立期間①及び②についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の、A社B製作所C工場からE工場、さらにF工場へ異動した状況等の説明は具体的である上、当時の資料とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、当該事業所における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、昭和19年4月5日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

しかしながら、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。

また、年金記号番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金記号番号及び昭和19年4月5日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できず、申立人の年金記号番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ19年4月5日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

一方、申立人と同日の昭和20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17(焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたG大空襲(20年5月14日)の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであると推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被

保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間①について、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は、昭和19年4月5日であることが確認できる。

また、申立期間に係る申立人の勤務状況について、同僚からの証言は得られなかった上、当該事業所においては、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳等）は保管されていないことから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取り扱いの状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年1月1日まで

A社における資格喪失日が、平成7年1月1日のはずが6年10月1日とされ、標準報酬月額も5年11月1日までさかのぼって36万円から9万8,000円に引き下げられている。

当時の給与明細書があるので申立期間について、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年10月1日とされ、申立人の5年11月から6年9月までの標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかし、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月1日）の後の7年4月28日付けでさかのぼって7年1月1日から6年10月1日に訂正されている上、申立人の当該事業所における5年11月から6年9月までの標準報酬月額についても、当初36万円と記録されていたものが、同様に7年4月28日付けでさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、訂正前の36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、

「経理や社会保険に係る事務は、会社の社印・社判を管理している事業主である夫が行っており、申立期間における資格喪失及び標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言している上、申立期間当時、同僚であった申立人の息子も、「申立人は専ら現場で接客を担当していて、社会保険の手続に関しては全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該事業所の社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていた事情はうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日及び標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められる。また、申立期間に係る標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の36万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月27日から34年10月22日まで
社会保険事務所で年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。実際に受け取ってないものを受け取ったとされていることに納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和42年2月ごろに再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において当該通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日とされる昭和35年2月17日直後の同年2月27日に別の事業所に就職している上、当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳の記号番号は申立期間と同一被保険者記号番号となるよう加入手続きがとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したのものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年4月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当該期間は38万円ぐらいの給料であった。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の夫が代表取締役、申立人が取締役として経営していたA社は、平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年4月12日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が38万円から9万8,000円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は当該事業所において取締役ではあったが、代表取締役である申立人の夫は、「私が経理事務を行っており、申立人は取締役といっても名ばかりで、現場の仕事が主で、給与や社会保険の事務は行っていなかった。」と供述していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和47年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月2日から同年3月1日まで

昭和47年2月にA社本店から同社B支店の所属となったが、社会保険庁の記録を確認したところ、同支店での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年3月1日となっていることが分かった。同社は手続の誤りを認めており、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言、在籍証明書、社員台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A社（現在は、C社）に継続して勤務し（昭和47年2月2日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が手続不備を認める旨の回答をしていることから、事業主が昭和47年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年2月までの期間及び59年12月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から57年2月まで
② 昭和59年12月から60年1月まで

申立期間①については、父親が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずであり、また、申立期間②については、会社を退職した際に、自分で国民健康保険と国民年金の手続を行っており、保険料もきちんと納付したはずであるにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和62年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、市の国民年金被保険者名簿によっても、申立人が同年同月21日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その父親からは詳しい事情をうかがえる状態ではない上、申立人は、その父親から当該加入手続及び保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間①については、申立人は学生であったが、申立人の二人の姉及び妹の三人はいずれも学生時代には国民年金に加入していないことが

確認できる上、申立人がその父親から渡されたとする年金手帳の色の記憶は、当時実際に使用されていた年金手帳の色調と異なっている。

その上、申立期間②については、申立人は、「昭和 59 年 12 月に会社を退職した際に、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の手続を行った。」と主張しているが、申立人の父親の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は 61 年 5 月 26 日まで、その父親の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できることから、申立人が 59 年 12 月に国民健康保険の加入手続を行ったとは考え難く、申立人の「国民健康保険の手続と一緒に国民年金の手続を行った。」との記憶は、その後の会社を退職後の 62 年 2 月ごろの手続の記憶であることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできず、また、56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から同年3月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで

昭和56年2月、夫が厚生年金保険に加入したが、年金は老後の蓄えと思い、国民年金に任意加入し、農協で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①は還付済みで未加入、申立期間②も未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）において、申立人及びその夫の国民年金保険料が共に還付処理されていることが還付金額とともに明確に記載されている上、市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の申立期間①の保険料が昭和56年5月13日に還付されている旨の記載が確認でき、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する申立期間①の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の還付について、農協の口座に入金された記録が無いと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の昭和62年7月の保険料の還付の振込先が銀行となることが確認できることから、申立期間①の還付についても、申立人が主張する農協の口座への入金以外の方法により還付されたことが考えられる。

さらに、申立人は、「昭和56年2月、夫が厚生年金保険に加入したが、私は国民年金に任意加入した。」と主張しているが、上述のとおり、申立期間①の国民年金保険料が56年5月13日に還付されていることを考え合わせる

と、申立人はこのころに、その夫が同年2月に厚生年金保険の被保険者となったことにより自分は国民年金に加入しなくてもよい者となったことを知り、同年同月にさかのぼって国民年金をやめる手続を行ったものと推認でき、このことは、申立人が所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」の欄に「昭和56年2月4日」と記載され、その次の「被保険者となった日」の欄に「昭和61年4月1日」と記載されていることとも符合する。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間①の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 6 月 21 日まで

A社に勤務していた平成 12 年 3 月 1 日、不当に賃金が引き下げられ、合わせて厚生年金保険の標準報酬月額が減額して届けられた。

そこで引き下げられた賃金の補てんを求める訴訟を起こし、和解により当該補てんを受けたので、標準報酬月額を減額前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 12 年 3 月 1 日付けで月額変更届により 22 万円から 17 万円に引き下げられていることが確認できるところ、A社から提出のあった給与支給明細書によると、当該標準報酬月額は、申立人の申立期間当時の報酬月額に見合ったものであることが確認できる。

また、当該事業所から提出のあった和解調書（平成 14 年 7 月 19 日、B 地方裁判所 C 支部、平成 12 年（ワ）第*号）によると、当該事業所は申立人に対し、平成 11 年 11 月から 12 年 5 月までの未払給与及び 11 年 7 月から 12 年 5 月までの未払残業代金として 90 万円を支払うことで申立人と和解したことが確認できるものの、当該 90 万円の具体的な内訳は不明である上、和解条項には、厚生年金保険の標準報酬月額の見直し及びこれに伴う厚生年金保険料の追加徴収に関する記述が無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が、当該 90 万円から控除された事実は確認できない。

さらに、当該和解が成立した平成 14 年 7 月 19 日には、すでに時効により申立期間の厚生年金保険料を納めることができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から35年8月1日まで
入社前の面接で、健康保険、厚生年金保険、失業保険に加入できることを社長より説明され、昭和34年3月1日に入社した。
給料の額は覚えていないが、昭和34年3月1日に入社し、手続されたことは間違いなくと思うので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に在職していた元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚を含む複数の元同僚からは、当該事業所における申立人の具体的な在職期間及び勤務状況についての証言を得ることができない。

また、当該事業所は、昭和56年9月1日に全喪しているところ、元事業主は高齢のため証言を得ることができず、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が当該事業所において勤務を始めたとして主張する昭和34年3月1日の前後（29年1月22日から35年3月1日）に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されておらず、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 6 月 30 日まで
申立期間の標準報酬月額が、平成 8 年 9 月 10 日付けで、さかのぼって月額変更により 44 万円から 10 万 4,000 円に引き下げられていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格喪失届（資格喪失日は平成 8 年 6 月 30 日）の処理日と同日の同年 9 月 10 日付けで、7 年 11 月 1 日にさかのぼって 44 万円から 10 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人は平成 8 年 8 月 27 日に退任しているものの、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している不納欠損整理簿から、当該事業所には社会保険料の滞納があったことが推認できるところ、申立人と同様に平成 8 年 9 月 10 日付けで 7 年 11 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている申立期間当時の取締役は、「社会保険事務は申立人が担当していた。当時、会社の経営状態は悪く、資金繰りには苦慮していた。」と供述している上、申立人の退任後の 8 年 8 月 30 日に就任した代表取締役は、「自分が代表取締役になってからは、自分は社会保険関係事務を一切行っていない。同社の社会保険事務は、すべて申立人が行っていた。」旨の供述をしていることから、申立人が代表取締役を退任した日（8 年 8 月 27 日）の後の同年 9 月 10 日付けで行われた標準報酬月額の当該減額処理についても、申立人が関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年4月1日まで
申立期間の給与は50万円ぐらいであったが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年4月12日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が50万円から9万8,000円に、遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、社会保険事務所は、申立期間及びその前後において、申立人に対する社会保険料の納付指導等を8回実施していることが確認できる。申立人は、「当時、事業所の経営が苦しく厚生年金保険料は度々滞納していた。社会保険事務所の職員に指導されて、国民年金への切替えと毎月の保険料の減額訂正に同意し、関係書類に署名捺印した。」と供述していることから、申立人自ら当該標準報酬月額の減額訂正手続を行ったことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の業務に責任を有する代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の手続を行いながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

長野厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 5 日から平成元年 4 月 1 日まで
昭和 62 年 1 月 5 日から平成元年 10 月 6 日までA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成元年 4 月 1 日となっている。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 1 月 5 日からA社に勤務し、同日から厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張している。

しかしながら、平成元年 3 月まで当該事業所を経営していた元事業主は、「当時、申立人は会社内には居た。しかし、私が社長の時は、申立人とは雇用関係が無いので給料は無く、厚生年金保険も加入していない。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、当該事業所の従業員でなかったことが推認できる。

また、商業登記簿謄本により、当該事業所は、平成元年 3 月 18 日付けで事業主が交替していることが確認できるところ、公共職業安定所の記録により、申立人は、当該事業所において、同年 4 月 1 日付けで雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることと符合する。

さらに、当該事業所は、当時の関係書類（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月ごろから36年8月末まで
昭和33年7月ごろからA社に勤務し、36年8月末に退職したが、当時の同僚が厚生年金保険の被保険者となっているのに、自分が被保険者になっていないのは納得できない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元事業主の長男の証言により、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言を得ることができない。

また、元事業主の長男は、「当時は、社員の希望を聞いて厚生年金保険の加入手続を行っていたが、保険料天引を嫌う者もいた。」と証言している上、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶している元同僚8人のうち、厚生年金保険被保険者記録を確認できる者は6人で、2人の同記録は確認できないことから、当該事業所では、社員全員を厚生年金保険被保険者とする取扱いでなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月21日から41年1月21日まで

ねんきん特別便で初めて知ったが、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていた。脱退手当金という制度をこの時に初めて知ったが、請求したことも受け取った記憶もない。申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、昭和50年ごろまで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。